さいたま市地域包括支援センター運営協議会公募委員募集要項

さいたま市地域包括支援センター運営協議会の委員に関し、次のとおり公募委員を募集する。

1　任期
令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

2　募集人数
２名程度

3　協議内容、開催回数
本協議会は、地域包括支援センターに関する次に掲げる事項を協議する。
⑴　設置（選定・変更）　に関する事項
⑵　運営・評価に関する事項
⑶　職員の確保に関する事項
⑷　さいたま市区地域包括支援センター連絡会に関する事項
⑸　その他地域ケア及び市全域において調整を必要とする事項
本協議会は、平日の昼間に年２回程度開催予定。

4　報酬額
本市の規定により支給します。
※令和７年度実績　１日につき８，２００円。
※規定の変更により、金額が変わることがあります。

5　応募要件
次のすべてを満たす者
⑴　本市に在住、在勤又は在学する１８歳以上の者
⑵　本市の附属機関等の委員を３つ以上（公募委員として２つ以上）務めていない者
⑶　本市の市議会議員及び職員でない者
⑷　平日の昼間の会議（年２回程度）に出席できる者

6　応募方法
委員の公募に応募する者は、応募用紙に、①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤勤務先、学校等名称及び所在地（自宅が市外の方のみ）、⑥連絡先、⑦保健・医療・福祉に関する主な職歴、活動歴、⑧応募動機（２００字以内）、⑨今後、さいたま市でも「頼れる身寄りのいない高齢者」が増加していくことが見込まれる中、高齢者の孤立防止や介護予防を進めるために、地域包括支援センターと地域住民はどのように連携すべきか、あなたの考え方を述べてください（８００字以内）について記入し、電子メール、郵送または持参により、いきいき長寿推進課へ提出するものとする。
応募用紙は、さいたま市ホームページからダウンロード又は各区情報公開コーナ及びいきいき長寿推進課窓口にて配布。

7　募集期間
令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月３０日（月）まで
（郵送の場合は、１１月３０日（月）の消印有効。持参する場合は１７時１５分までに持参すること。）

8　選考方法、選考結果の通知
公募委員は、別に定める選考基準に従い、応募者のうちから選考委員会が選考する。
選考委員会は、選考基準に基づき書類審査等を行い、性別及び地域性のバランスに配慮し、公募委員を決定する。
選考の結果は、応募者全員に電子メール又は文書で通知する。

9　その他

提出された応募用紙は返却しない。

応募用紙に記載された個人情報は、公募委員の選考以外の目的には使用しない。